

余剰電力売却仕様書

本仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）所有の茨木市環境衛生センターで発電する余剰電力について、電力需要者（以下「乙」という。）が必要とする電力に適用する。

1 概要

- (1) 件名 茨木市環境衛生センター余剰電力売却
- (2) 供給場所 〒567-0838 大阪府茨木市東野々宮町14番1号 茨木市環境衛生センター
- (3) 業種 一般廃棄物（一般ごみ）焼却施設

2 履行期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

余剰電力売却開始日は、令和7年10月1日からとする。なお、本契約締結後、余剰電力売却開始日までに、電力購入者は、送配電事業者と託送契約の締結および電力供給に必要な工事を終了し、余剰電力託送供給が可能な状態にすること。

3 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給式電気方式交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 20,000ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧） 20,000ボルト
- エ 標準周波数 60ヘルツ
- オ 供給方式1回線方式
- カ 非常用自家発電設備2台（1,000キロボルトアンペア 系統連系なし）

(2) 最大電力等

- ア 最大電力 3,000キロワット
- イ 発電設備 5,000キロワット二基

(3) 電力量等の検針

関西電力送配電株式会社の設置する送電用電力量計により計量する。

(4) 受給地点

需要場所の受変電室における茨木市が施設した受電設備の終端接続部接続端子と関西電力送配電株式会社の施設した終端接続部接続端子との接続点とする。

(5) 電気工作物の財産分界点

受給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

受給地点に同じ。

(7) 非FIT非化石電源にかかる電力量認定

バイオマス設備における燃料区分に化石燃料（助燃材）が含まれる。

毎月のバイオマス比率計算根拠の提出を行う。

4 受給電力量の区分算定

(1) 次のとおりの区分とする

時間帯	定義	売却予定電力量 (令和7年10月1日から 令和8年9月30日)	割合
重負荷 時間帯	7月1日から9月30日までの 毎日午前10時～午後5時まで の時間。ただし、下記に 定める「日祝日等」(注)を 除く。	447,000 kWh	6 %
昼間時間帯	毎日午前8時から午後10時まで の時間。ただし、重負荷 時間帯、「日祝日等」を 除く。	2,730,000 kWh	40 %
夜間時間帯	重負荷時間帯および昼間 時間帯以外の時間帯。	3,719,000 kWh	54 %
		(合計) 6,896,000 kWh	100%

(注)「日祝日等」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいう。

(2) 履行期間中における電力量料金の算出方法（1ヶ月あたり）

電力量料金は、上記(1)により区分された各時間帯における売却電力量に料金単価を乗じたものとする。

なお、この単価については入札書の積算内訳に記載の単価とする。

(3) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 消費税及び地方消費税相当額を含む。支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。

イ 余剰電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

5 その他

(1) 売電予定電力量の増減

売電予定電力量は、ごみ搬入量やごみ質の変化、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態や故障等により変動する可能性があるが、甲は、その量に拘束されるものではなく、何らの責務を負うものではないものとする。

(2) 系統連系受電サービス料金の支払い

甲に係る系統連系受電サービス料金(発電側課金)は甲が負担するものとし、その支払い方法は乙の代理回収(電気料金との相殺)を原則とする。なお代理回収できない場合については、甲による一般送配電事業者への直接支払いとする。

6 協議

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間の協議により定めることとする。

7 添付資料

- (1) 時間帯別余剰電力量(予測値) 令和7年10月～令和8年9月…【資料1】
- (2) 令和3年度余剰電力量実績…【資料2】
- (3) 令和4年度余剰電力量実績…【資料3】
- (4) 令和5年度余剰電力量実績…【資料4】
- (5) 令和6～7年度年度茨木市環境衛生センター稼働計画…【資料5】